

第2回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年3月1日(木)
ところ 熊本市役所別館 自転車駐車場

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置」について、会長へ報告があり、これらについて協議が行われました。

また今回は、議員専門部会から報告があった事項のほか、消防防災の取扱いや保健衛生事業の取扱いなど、8件の協議項目が提案されました。

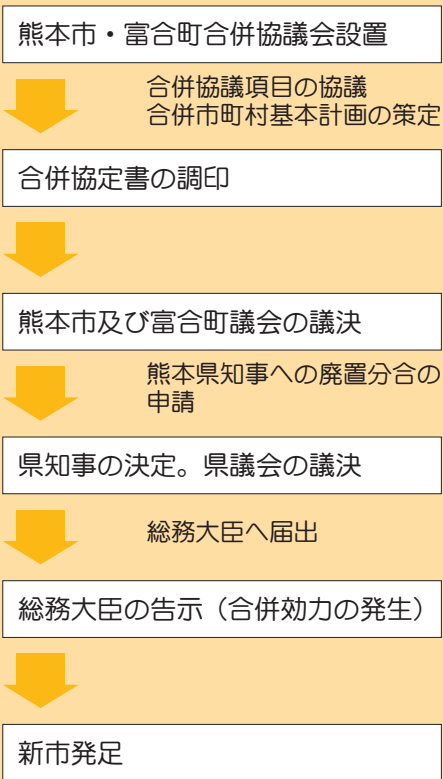
承認された項目

- ▼協議第1号 合併の方式
合併は、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があり、当協議会では、「合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする」ことが承認されました。
- ▼協議第3号 新市の名称
「新市の名称は、熊本市とする」ことが承認されました。
- ▼協議第4号 新市の事務所の位置
「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする」ことが承認されました。

提案された項目

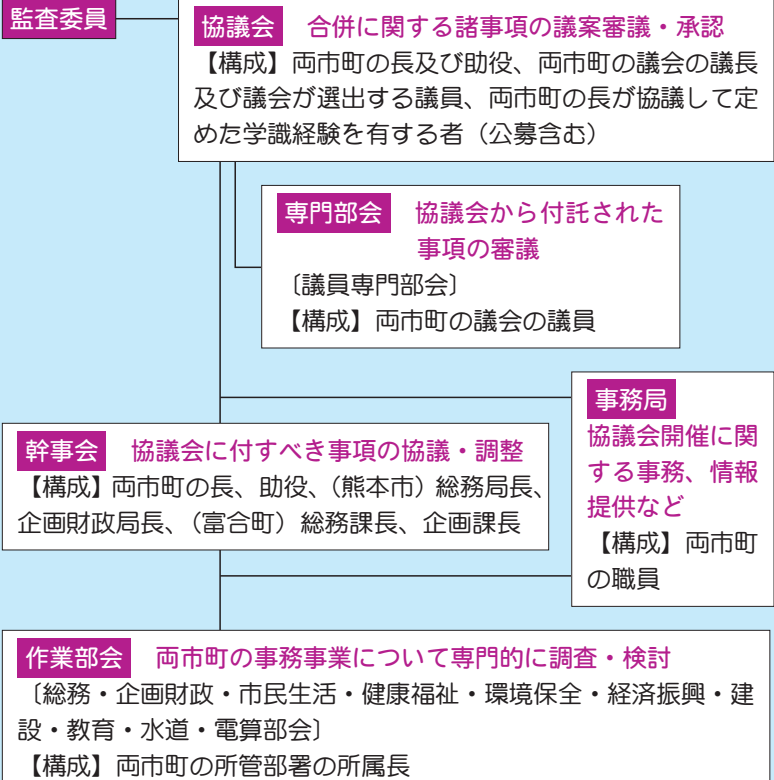
- ▼協議第20号 慣行の取扱い
- ▼協議第27号 消防防災の取扱い(その1)
- ▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その1)
- ▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その1)
- ▼協議第33号 環境対策事業の取扱い(その1)

合併までの流れ (手続き)



- ▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その1)
- ▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その1)
- ▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(その1)
- 協議第20号及び協議第27号から協議第40号までの一部が提案され、次回協議することとなりました。詳しくは、次号でお知らせします。

熊本市・富合町合併協議会 組織体制



合併協議会とは？

市町村合併を検討するためには、検討の「場」が必要になります。法定の合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併に関するあらゆる事項を協議する場です。

合併協議会の委員は、両市町の行政及び議会の代表者並びに学識経験者として各種団体の代表者、県職員などで構成されています。